

## わが国における脱刑事司法過程

横山 実

アメリカでは、近年、ラベリング論者を中心として、脱刑事司法過程の運動 (diversion movement) が、強力に提言されている。その提言は、理論からの論理的帰結であるが、また、アメリカにおける実務上の困難に、対処せんとするものもある<sup>1)</sup>。わが国では、アメリカのこの提言を受け入れて、脱刑事司法過程を早急に押し進めなければならないのであろうか。

筆者の分析によると、わが国では、非行少年を措置する分野において、少くとも過去十数年間で、大幅な脱刑事司法過程が推進されており、その成果もかなりあがっていると推測される<sup>2)</sup>。まず、過去十年間の脱刑事司法過程の様相から、考察を加えておきたい。第一に、少年鑑別所の一日平均収容人員をみると、1967年の1,739人が、1977年には700人へと、5分の2に減少している。第二に、家庭裁判所の一般保護少年に対する終局決定をみると、審判不開始と不処分の占める割合は、それぞれ、1967年の43.9%，29.6%から、1977年の51.6%，

表1 家庭裁判所における終局決定別既済人員の比較（一般保護少年事件） (%)

	審判 不開始	不処分	知事・児童相談 所長送致	保 護 处 分			検察官送致		総 計
				少年院 送致	教護院・養 護施設送致	保護 観察	年齢 超過	刑事處 分相当	
1967年	43.9	29.6	0.2	3.2	0.1	10.2	0.6	12.2	100.0
1977年	51.6	32.8	0.1	1.8	0.1	8.8	0.8	4.0	100.0

資料「昭和53年版、犯罪白書」343頁。

1) この点については、横山実「ラベリング論の問題点」、日本犯罪社会学会編『犯罪社会学研究』5号（立花書房、1980年）を参照されたい。

2) Academy of Criminal Justice Sciences の大会（1980年3月、於オクラホマ市）における報告要旨、Minoru Yokoyama, "Juvenile Delinquency and Juvenile Justice: Japan"

32.8%へと高まっている（表1）。第三に、保護処分で一番重いといわれる少年院送致についてみると、少年院に新らたに収容された少年の数は、1967年の6,661人から、1977年の3,277人へと半減している<sup>3)</sup>。第四に、刑事罰を科せられた少年の数も、著しく減少している<sup>4)</sup>（表2）。すなわち、実刑を科せられた

表2 少年に対する科刑別第一審有罪人員

	懲役・禁錮				罰金
	総数	実刑	執行猶予	執行猶予率	
1967年	2,987	1,389	1,598	53.5%	135,676
1977年	511	131	380	74.4%	35,123

資料「昭和43年版、犯罪白書」185頁  
「昭和53年版、犯罪白書」346頁

人員は、1967年から1977年にかけて、10分の1に減少し、執行猶予率も、53.5%から74.4%へと高まっている。さらに、20歳未満の新受刑者の刑期別人員に関しては、刑期の軽減化傾向が見られる（表3）。第五に、少年院からの仮退院と少年刑務所からの仮出獄が、より早期に実施されるようになっている。例えば、不定期刑の仮出獄者のうちで、短期経過前に仮出獄が許された人員の割合は、1973年の8.2%から、1977年の35.2%へと高まっている。第六に、保護観察処分も、期間満了前にできるだけ早く、解除されるようになっている。保

3) 1974年には、戦後最低の1,969人まで落ち込んでいる。おそらく予算削減を阻止すべく、収容人員のこの低落傾向を食いとめるために、法務省は、少年院という施設の有効利用を、盛んにPRするようになっている。また、1977年6月からは、少年院制度の見直しがおこなわれ、短期処遇の少年院の拡充が図られている。ところで、短期処遇の対象少年の多くは、これまで試験観察で対処されていた少年である。試験観察制度に大きな欠陥が認められないのに、少年院施設の有効利用の名の下に、少年院送致というより重い自由剝奪の処分を少年に科すことは、問題であろう。少くとも、少年院での保護・教育の効果が、少年院帰りという不利益なラベルを、大幅に上回らない限り、少年院送致は、極力控えるべきであろう。

4) 法務省は、少年法改正の論議において、審判への検察官関与を、一貫して主張してきた。この主張が、専ら公益の見地からという名の下に、非行少年への科刑の強化を目指すものであるならば、非行少年の保護・教育の充実をはかるという、これまでの歴史の流れに、棹さすものといえよう。ちなみに、1977年の刑法犯少年（過失傷害の少年を除く）に対する、家庭裁判所送致の際の検察官の処遇意見は、刑事処分相当が2.3%，少年院送致相当が7.4%，保護観察相当が20.4%，その他（その大半は、しかるべき処分を望むという意見）が69.9%となっている。

## わが国における脱刑事司法過程

護観察処分少年のうちで、期間の途中で解除された少年の割合は、1967年の31.8%から、1977年の66.0%へと高まっているのである。

以上の分析から明らかなように、わが国では、過去十数年間で、非行少年を措置する分野において、脱刑事司法過程が、ラジカルに押し進められたのである。ところで、この脱刑事司法過程は、何らかの成果、例えば、犯罪や非行の減少という成果を、あげたのであろうか。その成果

の測定は、実際のところ、ほとんど不可能である。わずかに、若干の公式の統計から、それを推測しうるに過ぎない。以下、その一端を見ておくことにする。主要刑法犯で検挙された少年の、少年人口千人当たりの比は、戦後、1951年に12.1、1964年に12.0と、二つのピークをもった。その後、1969年に8.9の低い比を示したが、それから、比は増加に転じ、1977年には、

11.9へと上がっている。それゆえ、現在は、戦後の第三のピークを迎えているといわれる。こ

の高い比は、過去十数年間の脱刑事司法過程の失敗を、物語っているのであろうか。筆者は、次のような点を根拠として、このようには考えないのである。

表3 20歳未満の新懲役刑受刑者の刑期別人員

	1967年	1977年
6月以下	10 (1.2)	4 (5.2)
1年 "	45 (5.5)	13 (16.9)
3年 "	416 (50.8)	35 (45.4)
5年 "	210 (25.6)	13 (16.9)
7年 "	74 (9.0)	6 (7.8)
10年 "	58 (7.1)	5 (6.5)
15年 "	2 (0.2)	0 (0.0)
無期	5 (0.6)	1 (1.3)
計	820 (100.0)	77 (100.0)

注：不定期刑は、刑期の長期を基準とした。

資料「昭和43年版、犯罪白書」208頁

「昭和53年版、犯罪白書」373頁

表4 少年刑法犯の罪名別検挙人員

	1967年	1977年	指 数*
窃 盗	78,058	89,472	115
詐 欺	1,441	406	28
横 領	720	5,031	699
強 盗	1,463	518	35
恐 喝	8,259	3,916	47
脅 迫	770	175	23
暴 行	11,699	6,017	51
傷 害	15,073	7,120	47
強 犯	3,838	936	24
わいせつ	1,458	562	39
殺 人	344	77	22
放 火	110	135	123
業 過	55,861	43,408	78
そ の 他	6,906	5,046	73
総 数	186,000	162,819	88

\*1967年の数を100としたときの1977年の数の指數

資料「昭和43年版、犯罪白書」135頁

「昭和53年版、犯罪白書」301頁

まず、少年が行った非行の罪種別をみると、主な罪種のうちで、1967年よりも1977年において増加していたものは、横領<sup>5)</sup>、放火、窃盗の三つに過ぎない(表4)。それに対して、殺人、脅迫、強姦、詐欺、強盗、わいせつ、恐喝、傷害といった、いわゆる悪質な非行は、軒並み、2分の1以下に激減していた。つまり、第三のピークの背後には、悪質な非行の激減という現象が、ひそんでいたのである。

それでは、第三のピークは、何によってもたらされたのであろうか。動機も手口も単純な非行の増加が、それをもたらしたのである。つまり、1978年の統計をみると、少年刑法犯(交通関係の業過を除く)検挙人員総数のうちで、万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領の占める割合は、59.0%に達している<sup>6)</sup>。ところで、万引き、自転車盗及び占有離脱物横領は、普通の少年が、おもしろ半分に、手軽に犯しうる非行である。このような非行を犯す少年の検挙数は、警察の検挙活動の如何によって、容易に変りうる。最近は、悪質な非行が減少し、大人の犯罪も減少している。他方、犯罪者や非行少年の検挙にあたる警察官の数は、1972年度の181,768人から、1977年4月現在の約237,000人へと、1.3倍も増加している<sup>7)</sup>。増加した警察力の幾分かは、軽微な非行の検挙の強化を、もたらしたことであろう<sup>8)</sup>。第三のピークは、非行その

5) 1977年の横領総数の99.4%までが、自転車等の占有離脱物の横領である。

6) 法務省法務総合研究所編「犯罪白書」1979年、234頁。

7) 警察庁編「警察白書」1973年、372頁。「警察白書」1978年、277頁。ちなみに、警察白書によると、警察官増員の根拠は、わが国の警察官一人当たりの負担人口が、アメリカやヨーロッパ諸国のそれよりも低い点に、求められている。しかし、大人の犯罪や少年の悪質な非行が減少しつつあるのに、財政危機が叫ばれている昨今、警察官を増員する必要があるのであろうか。将来、警察国家ではなく、福祉国家の樹立を目指すというならば、なおさら疑問である。

8) 筆者の知人が、1975年当時、都心の某署の交番で、警察官として勤務していた。彼は、事件が少ないため、自転車盗及び占有離脱物横領の犯人を検挙することに専念していた。その当時、東京の郊外の交番では、事件が多いため、自転車盗及び占有離脱物横領は、ほとんど見のがされていた。ところが、最近では、郊外の交番においても、自転車盗及び占有離脱物横領の検挙が強化されているということである。駆前等に放置され、歩行のさまたげになっている、所有者不明の古い自転車を乗り回すことは、警察官による検挙の対象となるような犯罪や非行なのであろうか。むしろ廃品の有効利用といえるのではなかろうか。

ものの発生の増大というよりも、検挙活動の強化によって、もたらされたのではなかろうか。この解釈は、現代の非行の特質（非行の普遍化、女子非行の増加、低年齢化）の説明の点からも、妥当するように思われる<sup>9)</sup>。

現在、わが国の犯罪研究者達は、非行増加の第三のピークを迎えたと、マス・メディアを通して、警鐘を打ちならしている<sup>10)</sup>。しかし、悪質な非行が激減していることを考えると、検挙総数で示されているほど、非行の発生そのものが激増しているとは思えない。第三のピークを迎えたという点からみて、過去十数年間の脱刑事司法過程が失敗したとは、かならずしもいえないであろう。

他方、若干の資料によれば、脱刑事司法過程を伴った最近の非行少年の対策は、かなりの成果をあげていると推測される。例えば、少年院を退院した者たちで、退院後の三年間に、どの矯正施設にも再拘禁されなかった者の割合は、1957年の退院者では、50%を若干上回っていたに過ぎないが、1974年の退院者では、80%強へと高まっている<sup>11)</sup>。また、刑法犯（交通関係の業過を除く）検挙人員の人口千人当たりの比も、1967年から1977年にかけて、年長少年（18歳、19歳の少年）の場合、9.4から7.6へ、若年成人（20～24歳の成人）の場合、9.1から5.7へと減少しているのである。

脱刑事司法過程が、どのような成果をあげたか、正確には測定しえない。しかし、脱刑事司法過程と悪質な非行との間には、次のような関係が存在していると思われる。悪質な非行の減少は、警察の活動にゆとりを与える。その結果、軽微な非行を犯した少年まで、補導・検挙されることとなる。しかし、保護処

9) 検挙活動の強化は、従来は遊びとして見のがされていた行為を、非行とみなすことにとなる（→非行の普遍化）。従来は甘く許容していた女子非行を、検挙の対象に含めるようになる（→女子非行の増加）。初期予防の名のもとに、軽微な非行をおかした年少少年を、積極的に検挙するようになる（→低年齢化）。ちなみに、1977年に刑法犯（交通関係業過を除く）で検挙された非行少女のうち、窃盗犯の占める割合は93.0%，年少少年のうちでは、80.2%となっている。これに対して、若年成人におけるその割合は、54.3%に過ぎない。

10) これは、多分、非行発生に関する事実の認識としては、間違っているであろう。しかし、非行問題を人々に身近に感じさせ、非行防止活動を活発化するという点で、大きな社会的機能を営んでいる。

11) Research and Training Institute Ministry of Justice, "Summary of the White Paper on Crime", 1978年, 65頁。

分に付けられる少年、特に施設収容される少年の数は、悪質な非行を犯した少年の数が減っているゆえに、減少する。そこで、収容施設は、過剰保護といわれかねないほど、収容少年に対して、きめこまかな保護・教育活動を実施する。このためもあって、施設退院者の社会復帰率は向上する。かくして、悪質な非行はさらに減少する……。この図式は、楽観的過ぎるといわれるかもしれない。確かに、わが国には、このような楽観を許さないほど、まだ、さまざま困難な問題が山積している。しかし、少くとも、非行の増大に悩むアメリカよりは、この図式に近づいているといえよう。

ところで、この図式の完成は、次代を担う少年の育成という点において、望ましいといえるであろうか。統制機関による非行防止活動、補導活動、教育・保護活動は、少年達に、絶えず同調行為をとるように強制する。その結果、少年達は、一定の小さな枠内に押し込められる。これは、少年達をして、将来、巨大組織の中に適応させ、マイホーム主義の生活をさせていかしめるのであれば、望ましいといえる。しかし、少年達をして、将来、社会組織を変革しつつ発展させしむるには、からずしも望ましいとはいえない。統制機関、特に警察は、以上の点をも考慮に入れて、非行少年への介入の限界をみきわめるべきであろう。